



児童骨折事故調査結果および今後の予防策について

平成26年8月24日(日)に判明した児童骨折事故について、練馬区教育委員会として第三者による児童骨折事故調査委員会を設置し、骨折事故の原因の調査および予防策の検討を行なった。

この度、児童骨折事故調査委員会より、教育委員会に対して報告があったので、原因の調査結果と今後の予防策について報告する。

【経過】

平成26年8月24日(日)に判明した児童骨折事故について、練馬区教育委員会として第三者による児童骨折事故調査委員会を設置し、骨折事故の原因の調査および予防策の検討を行なった。

この度、児童骨折事故調査委員会より、教育委員会に対して報告があったので、原因の調査結果と今後の予防策について報告する。

【児童骨折事故調査報告書の概要】

(1) 事故の概要

- 1 3歳 児童 右大腿骨骨折
- 2 骨折判明日 平成26年8月24日(日) 病院の診察により判明
判明日前日8月23日(土)に練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室において、午前9時頃から午後3時頃まで乳幼児一時預かりを利用している。
- 3 運営業務受託事業者
特定非営利活動法人 保育サービスぼてと(理事長 池本 泰子)

(2) 調査の経過

- 1 調査委員氏名等 別紙のとおり
- 2 委員会の開催内容 別紙のとおり
- 3 骨折の原因等
 - ア 当該児童には下肢に障害があり、骨折そのものや骨折に伴う痛みを訴えることが困難であったため、8月24日(日)に骨折が病院において判明したこと、その前日に練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室を利用していたという二点の事実に基づく検証を行った。
 - イ 主治医から提供された医療記録と所見、レントゲン写真および8月23日に当該児童の保育に携わった保育士の証言を踏まえ、考察、調査を行った結果、骨折は、8月23日(土)の保育時間中に発生した蓋然性が高いと判断される。
 - ウ 骨折は何らかの外形的な力が加わったためと推測される。しかも当該児童の骨の発育程度を踏まえると、健常児の骨折に比べればそう強くない力によって骨折することはあ

り得る。

エ 施設において、故意または重大な過失によって当該児童の骨折が起こったことは考えられないが、受入れ時の情報収集が不十分であるなど、不適切な管理運営が今回の事故につながったと判断される。

【教育委員会の対応】

教育委員会は、報告書の内容を重く受け止め、下記のとおり対応をする。

(1) 保護者への対応

保護者に対して、調査結果を報告し、謝罪した。今後とも誠意をもって対応することとし、賠償保険の手続きを進めている。今後、このような事故を起こさないよう、早急に具体的対策を講じることを併せて説明した。

(2) 受託事業者への指導

不適切な管理運営が骨折事故につながったとの委員会報告書の指摘を説明し、管理運営面での問題点への対策や教育委員会として是正改善を求めた事項について事業改善報告書の提出を求めた。さらに下記の事項について徹底するよう指導した。

1 アセスメント(評価)の徹底

乳幼児一時預かりを利用する児童の事前登録時には、保護者から情報収集を行い、十分にアセスメントを行う。

従来に対応方法を検証し、特に配慮を要する児童を受け入れるにあたっては区に事前協議を行う。

2 情報共有の徹底

受け入れる児童の情報を職員全員に迅速な提供を行うなど、情報共有を徹底する。

【今後の予防策の検討】

全子ども家庭支援センターにおいて、下記の予防策を講じる。

1 「乳幼児一時預かりのあり方検討委員会」の設置

配慮を要する児童に対し、事故発生時の適時、適切な対応を含め、施設運営の全体に関する対応力を向上させるため、マニュアルを作成する。

2 保育環境に係る巡回指導の実施

児童の年齢や特性に合わせた備品や遊具等の配置や保育の実施状況の確認等について、園長経験者による定期的な巡回指導や助言を行う。

3 研修の充実

職員の研修について、事故の予防に向けた研修内容の見直しを行うとともに、研修体制の充実を図る。さらに今年度、障害児保育研修を実施する。

4 業務委託契約等の仕様書の改善

本報告書に基づき、委託契約の仕様書における各項目について見直しを行う。また、次年度の契約に向け、業務委託契約書等の改善を行う。

【問い合わせ】

こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター 電話03-3993-8155

【調査委員氏名等】

委員長 弁護士	西道法律事務所 前区専門委員 西道 隆
副委員長 医師	東京都児童相談センター所長 櫻山 豊夫
医師	東京都監察医務院院長 福永 龍繁
学識経験者	目白大学 人間学部人間福祉学科 准教授 原田 和幸
児童福祉施設管理者	私立 黎明保育園園長（葛飾区） 上松 恵子

【委員会の開催内容】

- 9月 26日(金) 事故調査事項検討
- 10月 6日(月) 現場調査、事情聴取
- 10月 15日(水) 書類調査
- 10月 20日(月) 事情聴取
- 10月 24日(金) 原因の特定、予防策検討
- 10月 30日(木) 原因の特定、予防策検討